

強者の戦略

こんにちは、日本史の岡上です。「東大日本史のみかた」の連載8年目です。よろしくお願ひします。今年度も東大の最新の問題の解説と、その問題の根底にある「東大が受験生に問ひたい（知っておいてもらひたい）日本史」について考えていききたいと思ひます。

また、昨年度に引き続き、「（日本語としては）よく書けているが、（問題の解答としては）点にならない」解答にならないよう、「点に繋がる解答、合格に繋がる解答を作成するために何が大事なのか」といった観点からもお話ししていきたいと思ひます。

さて、第28回となる今回は2016年の東大日本史の第1問を取り上げてお話をしていきたいと思ひます。さあ、1週間、しっかり問題を考えてみてください。

【2016年度 東京大学 文科前期 第1問】

次の(1)～(5)の文章を読んで、下記の般問A・Bに答えなさい。

- (1) 『日本書紀』には、東国に派遣された「国司」が、646年に国造など現地の豪族を伴って都へ帰ったことを記す。評の役人となる候補者を連れて帰り、政府の審査を経て任命されたと考えられる。
- (2) 律令の規定によれば、郡司は任期の定めのない終身の官職であり、官位相当制の対象ではなかったが、支給される職分田(職田)の額は国司に比べて多かった。
- (3) 国府の中心にある国庁では、元日に、国司・郡司が誰もいない正殿に向かって拝礼したのち、国司長官が次官以下と郡司から祝賀をうけた。郡司は、国司と道で会ったときは、位階の上下にかかわらず馬を下りる礼をとった。
- (4) 郡家には、田租や出挙稲を蓄える正倉がおかれた。そのなかに郡司が管轄する郡稲もあったが、ほかのいくつかの稲穀とともに、734年に統合され、国司の単独財源である正税が成立した。
- (5) 郡司には、中央で式部省が候補者を試問した上で任命したが、812年に国司が推薦する候補者をそのまま任ずることとなり、新興の豪族が多く任命されるようになった。

設問

A 郡司は、律令制のなかで特異な性格をもつ官職といわれる。その歴史的背景について2行以内で説明しなさい。

B 国司と郡司とは、8世紀初頭にはどのような関係であったか。また、それは9世紀にかけてどのように変化したか。4行以内で述べなさい。